

質問事項のうち後日回答となっていた質問について

Q1) 資料 P.3 の二ポツで、「おそれのある事態」において、「漏えい等事案」となったケースは少ないとの記述があるが、これは客観的に、具体的にどのくらいの比率なのか、定量的にお示しいただける数字はないか。

A) 年間 (0 に近い) 数件程度「おそれのある事態」に該当するケースが発生し、「漏えい等事案」となったケースは 0 件

Q2) 事業者として、関連して、漏えい等がほぼ確実にになった段階など、提案の基準について、具体的にどういったケースであれば漏えい事案になり得るのかといった、その判断を行うに際して、JEITA として、漏えい事案になり得るという基準の想定がおりなら、それも併せてお示しいただきたい。

A) ガイドライン(P.61)3-5-3-1 報告対象となる事態

『(※3) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の (ア) から (エ) が考えられる。』に下記赤字の文言を補足していただきたい。

(※3) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の (ア) から (オ) のように個人データが漏洩した蓋然性が高い場合が考えられる。

(ウ) マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ (C&C サーバ) が使用しているものとして知られている IP アドレス・FQDN (Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ (サーバ等) を特定するもの。) への通信が確認された場合の事例

↑について、「個人データを格納しているサーバが C&C サーバへ通信していたことが確認された場合」とする